

## ふりかえり会議（中間検証）コーディネーター意見書

事業名：遊休人材活性化プロジェクトにかかるファシリテート業務

NPO等：寺子屋プロジェクト

行政：三重県生活部NPO室

コーディネーター氏名（所属）：亀山裕美子（（特活）コミュニティ・シンクタンク「評価みえ」）

ふりかえり会議開催年月日：平成18年7月25日

### 1. 協働の状況について

（協働の妥当性・パートナー選択・資源配分と責任分担・意思決定のしくみと対等性の視点から）

遊休人材活性化プロジェクトは、NPO室主催の平成18年度NPOからの協働事業提案募集に応募し、採択された事業であり、今回のふりかえりは、そのファシリテート業務に関する事業を取り上げている。

ファシリテート業務自体は委託でも可能な要件と考えられるが、本体事業が関係者・機関のネットワークづくりを目的としているため、会議・事業への行政、大学、市民団体等への参加の呼びかけや意見調整が必要なこと、採択されてから1ヶ月と日も浅く、NPO寺子屋プロジェクト担当者が提案先担当部署との関係づくりがまだまだできておらず、多様な主体との協働に慣れていないことを考えあわせれば、協働について幾多の経験を持つNPO室の運営参加は必要であろうと考えられる。

但し、本来事業の「若年者就労支援ネットワーク」構築は、NPO寺子屋プロジェクトから勤労雇用支援室に提案された事業であるので、両者の関係づくりが整い次第に、ファシリテート業務も両者の協働運営に移行していくことの方が自然であるように思われる。

実際、本来事業で管理人件費が予算化できなかったという事由から、提案事業を主催したNPO室がファシリテート業務として予算を確保したという経緯もうかがった。そのため、NPO室では予算以外（提案先との関係づくりやネットワークづくりのための関係者間の調整、会議運営）は、NPO寺子屋プロジェクトが主体的に行っていくことを望んでいるが、NPO側では経験を踏まえたアドバイスをNPO室に期待したい意向が見受けられる。

今後、両者の間で「誰が」「何を」「どこまで」担うといった、今回のファシリテート業務における役割と責任について、再度話し合っておく必要があるように思える。

### 2. 実施事業の状況について

（戦略性（計画性）・事業の継続性と柔軟性・情報公開の視点から）

ファシリテート業務が、会議の司会進行のみならず、ネットワーク構築のための総合的な事務局業務と全体の調整役といった部分を含むため、委託契約が締結されて日も浅く、現状は中間地点というよりは、企画段階といえる。

ファシリテートの方向性は共に「若年者就労支援ネットワークづくり」であることは共有されているが、その方法やステップで両者の間にあいまいさが残り、契約期限が8ヶ月という中で、現在、構築する上での課題と解決方法について検討されていないということにも若干不安がある。

多様な主体の参加するネットワークは、関係者・機関に参加を呼びかけて終わりではなく、創った後の継続的な運営に真価が問われてくる。また、運営によっては、わずかの間に衰退してしまうことも考えられる。

ネットワーク構築後の連携や運営体制（人、モノ、資金、情報等）を含めたビジョンを共有し、今後、具体的に構築のためのロードマップをつくっていく中で、今年度中にどこまで行きつけるか、目標設定し、それによっては委託という形や予算とは別に当初予定期間の延長や見直しも視野に入れてほしい。

もし、「若年者就労支援ネットワーク」構築に社会的な要請があり、そのための必要な過程であるならば、長期的な視点で考えると同時に、本来的にNPO室がいつまでも関わり、管理人件費を予算化するのとは不自然であり、次年度以降は管轄する当該部署で本事業（管理人件費分）を予算化し、担当していくべきであろう。今回の事業において、NPO室が協働する本質的な意義はそこにあると考える。

### 3. 事業実施体制について

（資源配分と責任分担・意思決定のしくみと対等性・事業の継続性と柔軟性・情報公開の視点から）

企画から実施に移る段階でNPO側の担当者が替わっており、事業に関してNPO室担当者との間で認識の食い違う点も見られたため、NPO側で情報を共有することと合わせて、協働する両方で忌憚なく話し合っていく必要があるように思う。

両者間では、特にコミュニケーションに問題を感じていないと応えていたが、NPO室担当者はパートナーであるNPO側に率直に意見を伝えきれていない観があった。また、NPO側にも質問をばかのような遠慮が感じられた。

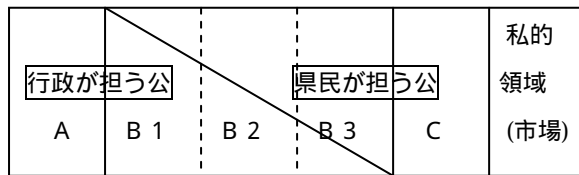
互いのヴィジョンをすり合わせることで、よりよいファシリテートや結果としてのネットワークづくりにつながると思われるので、今後、コミュニケーションをより深めていくことを期待したい。

### 4. 活動領域について

（資源配分と責任分担の視点から）

現状の活動領域	目指すべき活動領域

### 公の活動領域



### 公の活動領域の考え方

Aの領域：行政だけで担っている領域

Bの領域：県民と行政が共に担っている領域

B 1：行政が主となり県民が参加参画協力する領域

B 2：県民と行政がそれぞれ役割分担する領域

B 3：県民が主となり行政が支援している領域

Cの領域：県民だけで担っている領域

活動領域という点で、このBを3つに分ける区分はやはりわかりにくいように感じます。公の領域と私的領域を分けるというのは、概念であって、厳密に分けられるわけではありません。

現在、社会的問題となっている児童虐待やニートといったことは、本来、家庭（私的領域）に属する問題で、地域社会・コミュニティを含めて、既存の組織・機関が機能しない、既存の組織・機関では対応できないから、新たに解決の枠組みが必要となってきているのかと思います。

解決の枠組みをつくるのは、行政なのか、民なのか。実際に行うのは、行政なのか、民なのか、とは別に、誰かが解決の道筋をつけなくてははいけません。民に力がなければ行政が、行政が無関心であれば民が、社会とは本来有機的に機能するものではないかと考えます。

そういった観点から、

この事業は確立された問題解決の手段がない中で、ネットワークを創って解決していこうという段階であり、民間ではどこにどんな団体があり、また支援者がいるのかもわからないビハインドがあるため、早急に対応を図るならば、現時点では、より多くの情報を持つであろう行政が行うべき事業であると考えます。

ネットワークが構築された後は、案件に柔軟に対応できる民間が担い、それに行政も参加する形が望ましいのではないかと思います。但し、担うと言っても、資源（人、モノ、資金、情報等）に関しては「公の領域」として扱う上で、誰（どこ）が拠出するか、どう集めるか、といったことは別途検討が必要であろうかと思っています。